

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※1の場合は最大10%）又は30%の特別償却※1を措置※2。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※3がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

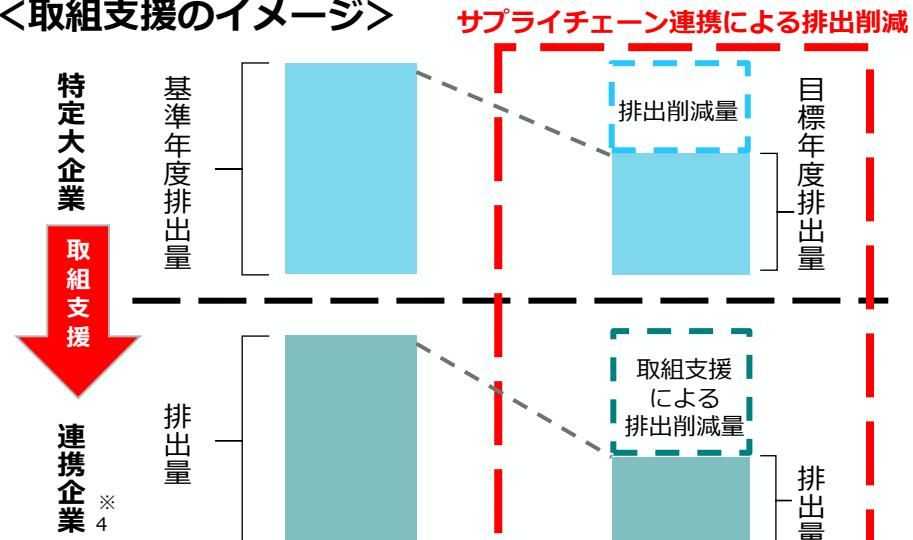
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%
中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をし た場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%

※1・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となることが必要。
・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

補足（このスライド以降は改正に伴って変更する可能性があります）

炭素生産性の向上要件の数値算出について

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度

基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。

ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kI以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者等である場合に限ります。

①目標年度：事業所 基準年度：事業所

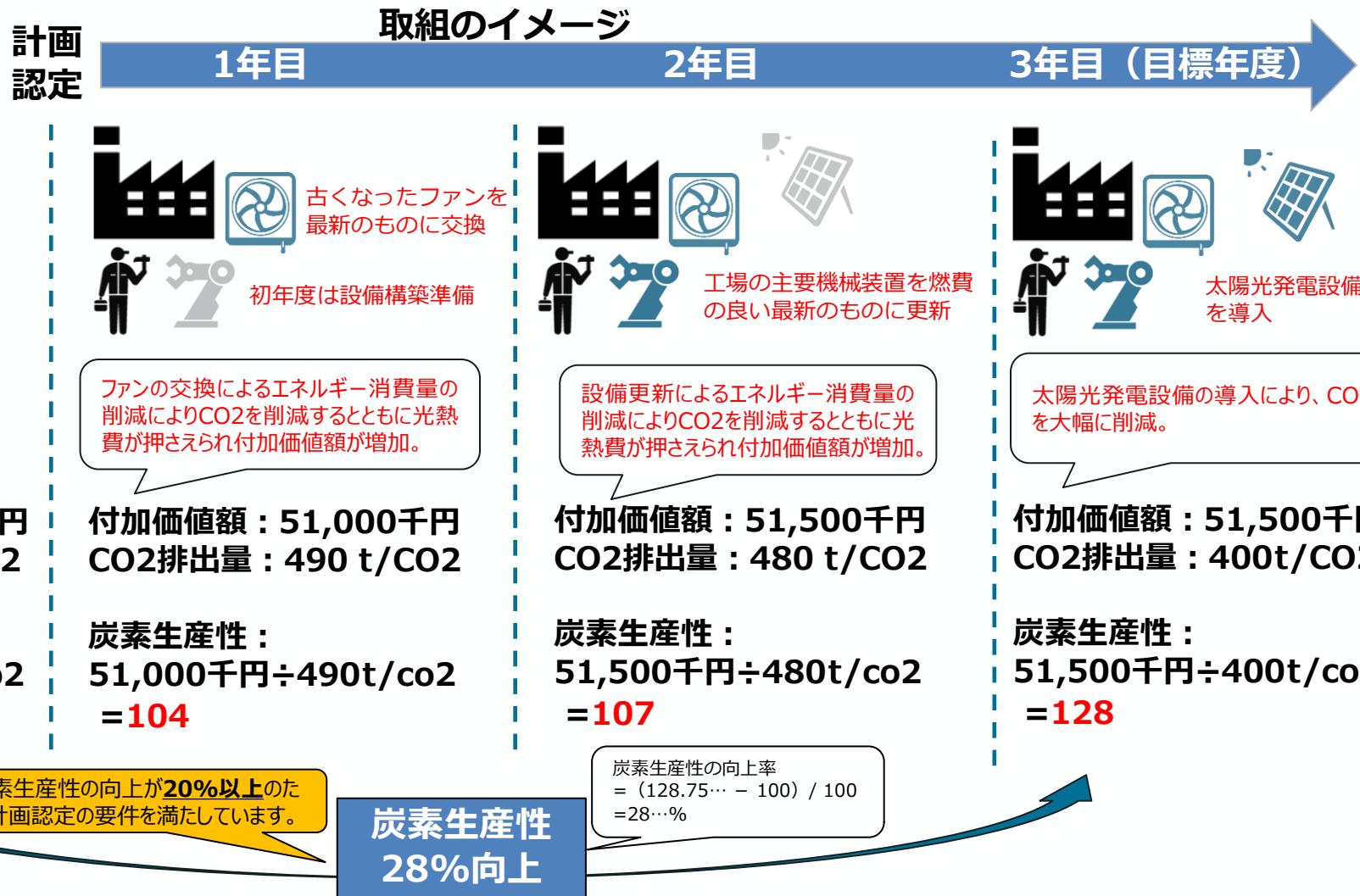
②目標年度：事業者全体 基準年度：事業者全体

③目標年度：事業所 基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

(注3) エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定にあたっては、電気事業者等の電気に関するメニューの切替等による温室効果ガスの削減は認められません。目標年度の炭素生産性を算出する際には、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いてください。また、国内認証排出削減量（J-Credit制度等によるもの）及び海外認証排出削減量（JCM等によるもの）は計算に加えることはできません。

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

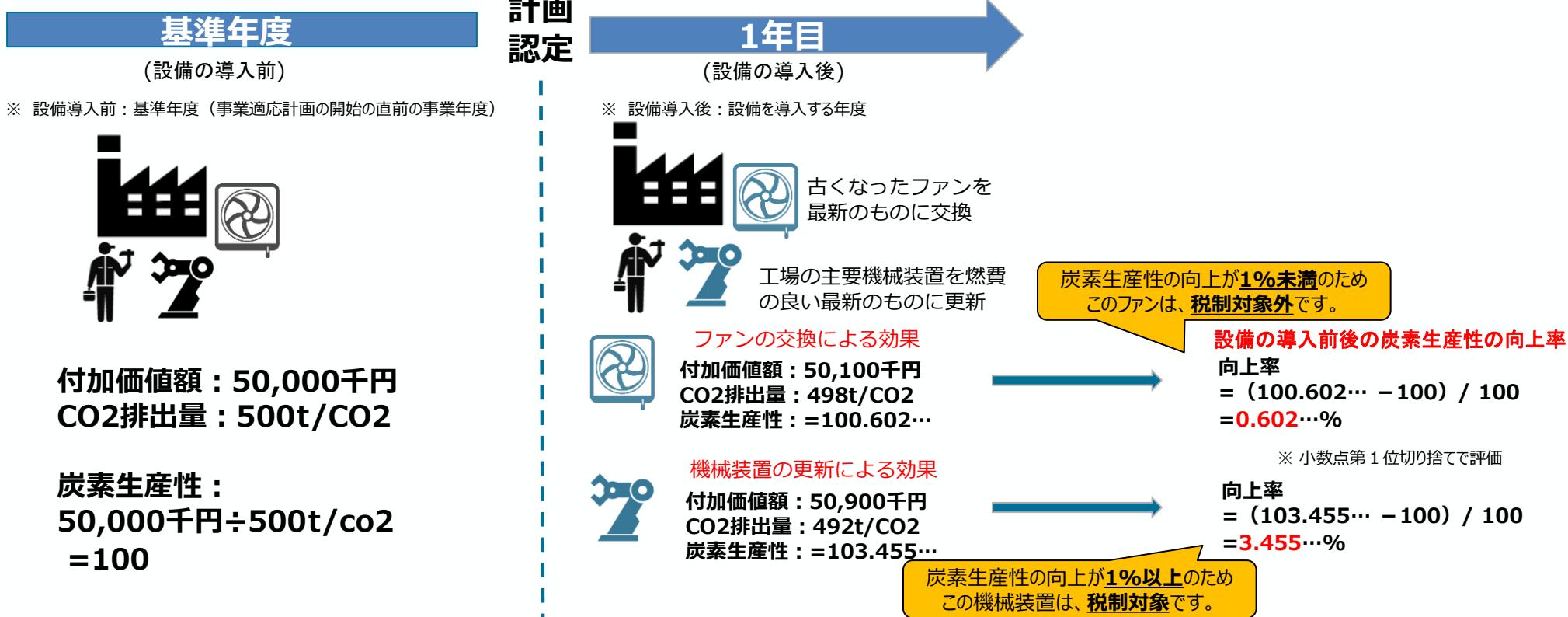
- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に20%以上（連携企業へ取組支援をした場合は15%以上、中小企業者等の場合は、17%以上）向上させる計画を作成し、認定を受けます。



生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（設備の効果）

- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備（「生産工程効率化等設備」といいます。）の設備投資に対して、次のいずれかの税制措置の適用を受けることができます。
 - ①中小企業者等の場合は税額控除5%（炭素生産性を22%以上向上させる計画については10%）
 - ②中小企業者等以外の場合は税額控除3%（炭素生産性を25%以上向上させる計画については8%）
 - ③特別償却30%（①、②と異なり、企業区分に関係なく適用可能です。）
- なお、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）（注）は税制措置の対象外です。

注）工業用クリーンルームで使用する空調設備等は対象となります。



申請手続のスケジュールイメージ

□ 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2カ月程度前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。

